

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	公営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇都宮市は、公営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項	-
------	---

## 評価実施機関名

宇都宮市長

## 公表日

令和1年6月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	<p>公営住宅法及びその他公営住宅に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)、宇都宮市市営住宅条例等に基づき、宇都宮市(以下「本市」という。)が住宅に困窮する方に低廉な家賃で公営住宅を提供するため、入居者の募集、選考及び決定、家賃の決定、徴収、収入超過者に対する措置等を行なう。また、良好な居住環境を維持するため、維持管理業務を実施する。</p> <p>① 入居申込書(住民票、所得を証明する書類等の添付書類を含む)の審査及び受理            ② 入居者の決定            ③ 収入の申告(収入申告書)の受理及び審査            ④ 家賃の決定            ⑤ 家賃及び駐車場使用料の徴収            ⑥ 家賃の減免申請書の受理及び決定            ⑦ 家賃及び駐車場使用料の滞納整理            ⑧ 収入超過者、高額所得者の認定            ⑨ 明渡しの請求            ⑩ 各種申請・届出書(世帯異動届等)の受理及び決定            ⑪ 情報提供ネットワークシステムを利用した住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報の照会</p>
③システムの名称	① 市営住宅管理システム ② 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
市営住宅管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第9条第1項 別表第一の19の項</li> <li>・ 第9条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1 番号法第19条第7号別表第二における情報提供の根拠 なし ※公営住宅の管理に関する事務において情報提供ネットワークを使用した情報提供は行わない。</p> <p>2 番号法第19条第7号別表第二における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務の内容)に公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務が含まれる項(31の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市整備部 住宅課
②所属長の役職名	住宅課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1-5 宇都宮市 都市整備部 住宅課 電話番号:028-632-2553
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1-5  
宇都宮市 都市整備部 住宅課  
電話番号: 028-632-2553

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

